平成２４年（フ）第１１８２号
福岡市西区愛宕浜２丁目１番２―106号
債務者　西村　光二
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１８５号
福岡市東区箱崎７丁目20番12―204号
債務者　松尾　香苗（旧姓城島）
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１９０号
福岡県糟屋郡須恵町大字旅石170番地38
債務者　藤木八千代
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１９９号
福岡市中央区黒門６番５号
債務者　佐藤　　厚
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２０４号
福岡県春日市塚原台３丁目95番地
債務者　川原　治子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２０８号
福岡市東区馬出２丁目20番22―1106号
債務者　堀江　惠子（旧姓平野）
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２２０号
福岡市東区箱崎３丁目１番17―901号
債務者　掛札由美子
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２２３号
福岡市博多区浦田２丁目28番１号
債務者　古賀　　薫
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２２４号
福岡県大野城市上大利３丁目12番17号コーポ上の園105号
債務者　石井　準一
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２２６号
福岡市城南区茶山４―11―39ビバリーハウス城南Ⅲ A201
債務者　松尾　健吾
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２３２号
福岡市早良区室住団地52番503号
債務者　太田　由紀
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２３４号
福岡市中央区地行３丁目15番３―401号
債務者　財前知惠美（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２３６号
福岡市城南区堤１丁目９番12―201号
債務者　村上　三枝
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２３８号
福岡市東区香椎駅東４丁目25番６―109号
債務者　田中美智子（旧姓服部）
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２４０号
福岡県大野城市山田４丁目13番17号　山田公民館
債務者　橋本　幸代
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２４２号
福岡市博多区住吉５丁目12番３号
債務者　溝上　美雪
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２４４号
福岡市早良区原６丁目29番12―401号
債務者　松井　竜二
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２４７号
福岡市博多区千代３丁目６番２―803号
債務者　中西　美樹
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部